

議事日程（第5号）

令和5年3月14日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第25号 新温泉町使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第3 議案第26号 新温泉町文化財センター条例の制定について
- 日程第4 議案第27号 辺地に係る総合整備計画の策定について
（春来）
- 日程第5 議案第28号 辺地に係る総合整備計画の策定について
（海上）
- 日程第6 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について
（まち歩き案内所）
- 日程第7 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定について
（正法庵とんぼの里公園）
- 日程第8 議案第31号 公の施設に係る指定管理者の指定について
（切畑ふれあい広場）
- 日程第9 議案第32号 公の施設に係る指定管理者の指定について
（中辻農村公園）
- 日程第10 議案第33号 公の施設に係る指定管理者の指定について
（八田コミュニティセンター）
- 日程第11 議案第34号 令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第12 議案第35号 令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第36号 令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第14 議案第37号 令和4年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第38号 令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第39号 令和4年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第40号 令和4年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第41号 令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について

日程第19	議案第42号	令和5年度新温泉町一般会計予算について
日程第20	議案第43号	令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第21	議案第44号	令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第22	議案第45号	令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について
日程第23	議案第46号	令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について
日程第24	議案第47号	令和5年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について
日程第25	議案第48号	令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について
日程第26	議案第49号	令和5年度新温泉町水道事業会計予算について
日程第27	議案第50号	令和5年度新温泉町下水道事業会計予算について
日程第28	議案第51号	令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第1	諸報告	
日程第2	議案第25号	新温泉町使用料徴収条例の一部改正について
日程第3	議案第26号	新温泉町文化財センター条例の制定について
日程第4	議案第27号	辺地に係る総合整備計画の策定について (春来)
日程第5	議案第28号	辺地に係る総合整備計画の策定について (海上)
日程第6	議案第29号	公の施設に係る指定管理者の指定について (まち歩き案内所)
日程第7	議案第30号	公の施設に係る指定管理者の指定について (正法庵とんぼの里公園)
日程第8	議案第31号	公の施設に係る指定管理者の指定について (切畑ふれあい広場)
日程第9	議案第32号	公の施設に係る指定管理者の指定について (中辻農村公園)
日程第10	議案第33号	公の施設に係る指定管理者の指定について (八田コミュニティセンター)
日程第11	議案第34号	令和4年度新温泉町一般会計補正予算(第8号)について
日程第12	議案第35号	令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第13	議案第36号	令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第5号)について
日程第14	議案第37号	令和4年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予

算（第2号）について

- 日程第15 議案第38号 令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第39号 令和4年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第40号 令和4年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第41号 令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第42号 令和5年度新温泉町一般会計予算について
- 日程第20 議案第43号 令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第44号 令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第22 議案第45号 令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第46号 令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第47号 令和5年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第48号 令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について
- 日程第26 議案第49号 令和5年度新温泉町水道事業会計予算について
- 日程第27 議案第50号 令和5年度新温泉町下水道事業会計予算について
- 日程第28 議案第51号 令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について

出席議員（16名）

1番	中村茂君	2番	西村龍平君
3番	岡坂遼太君	4番	澤田俊之君
5番	米田雅代君	6番	森田善幸君
7番	浜田直子君	8番	河越忠志君
9番	重本静男君	10番	竹内敬一郎君
11番	岩本修作君	12番	池田宜広君
13番	中井勝君	14番	中井次郎君
15番	小林俊之君	16番	宮本泰男君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島木正和君 書記 小林正則君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村銀三君	副町長	西村徹君
教育長	西村松代君	温泉総合支所長	西澤要君
牧場公園園長	小野量就君	総務課長	中井勇人君
企画課長	水田賢治君	税務課長	中村裕君
町民安全課長	小谷豊君	健康福祉課長	朝野繁君
商工観光課長	福井崇弘君	農林水産課長	原憲一君
建設課長	松井豊茂君	上下水道課長	井上陽一君
浜坂病院事務長	宇野喜代美君	介護老人保健施設ささゆり事務長	山本幸治君
会計管理者	山本輝之君	こども教育課長	中島昌彦君
生涯教育課長	谷渕朝子君	調整担当	森田忠浩君
代表監査委員	島田信夫君		

午前9時00分開議

○議長（宮本 泰男君） 皆さん、おはようございます。

第122回新温泉町議会定例会5日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、条例案、事件案、令和4年度一般会計及び特別会計・公営企業会計補正予算を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決を得られますようお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、第122回新温泉町議会定例会5日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しているとおりです。

日程第1 諸報告

○議長（宮本 泰男君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る3月13日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、議会運営委員会が3月13日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中井委員長。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） それでは、議会運営委員会の内容について御報告をさせていただきます。

昨日行いました協議事項でございますが、3点ございました。第122回新温泉町議会定例会提出議案及び議事運営についてでございます。これにつきましては、町長の提出追加議案について報告がございました。議案としては2件提出されております。

次に、協議事項の2でございますが、閉会中の継続調査申出についてでございます。次期議会開催に関する事例について、議長の諮問に関する調査研究について、議長の臨時会招集請求権の付与についてを、これらの内容を議長に報告をいたしました。

第3番目に、議会におけるタブレット等の活用の検討についても、若干報告がございました。

次に、昨日追加議案のことでありましたが、一事不再議の件につきましては、兵庫県町議会議長会から目的、趣旨、内容が違うので、一事不再議には当たらないとの回答がございました。したがって、本日の議事は、議案第25号から再開をいたします。以上でございます。

○議長（宮本 泰男君） 中井委員長、ありがとうございます。

以上で諸報告を終わります。

日程第2 議案第25号

○議長（宮本 泰男君） 日程第2、議案第25号、新温泉町使用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、浜坂B&G海洋センターに係る利用料金の見直し及び新温泉町体育協会が団体の名称を新温泉町スポーツ協会に変更したことに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、生涯教育課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） それでは、新温泉町使用料徴収条例の一部改正について御説明をいたします。

説明の都合上、審議資料ナンバー1、141ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表になります。左側が現行、右側が改正案となります。

このたびの改正につきましては、大きく分けて2件あります。1点目は、舟艇についての改正、そして2点目は、社会体育施設の使用料免除率表の規定中、団体名などの語句、文言の整理です。

まず、舟艇についてでございますが、141ページから現行のほう専用使用と、それから、143ページには個人使用と分かれております。この専用使用の部分を廃止しまして、より公正な受益者負担という観点から、一艇当たりの使用料に改めるものでございます。また、舟艇の区分を整理しまして、使用していない、または、使用できなくな

っております12フィートヨット、セーリングヨットを廃止しまして、貸出可能なサップ、ローボートを新たに追加しております。また、この舟艇の使用区分に対しての使用料の見直しを行います。見直しに際しましては、家島や鳥取のB&G海洋センターの状況などを参考にしております。カヌー、OPヨットにつきましては、町内が2時間当たり300円であったものを400円、町外が600円を800円とします。新しく追加したサップも同様としております。括弧内の子ども料金は変更ありません。ローボートは4人乗りになりますので、町内は600円、町外は1,200円、ドラゴンボートにつきましては、燃料代や検査料など維持費用もあるため、1時間当たり2,100円でありましたものを3,000円、町外は6,000円とします。

次に、文言の改正です。144ページをお願いいたします。減免の場合から始まるこの表につきまして、この表が使用料免除率表となります。真ん中の表は、プールを除くB&G海洋センターの表となります。下の表はプールの表となります。この減免の場合の規定中、体育協会を町スポーツ協会、社会教育関係団体を町社会教育関係団体、小中学校を町内小中学校、そして、145ページ、上段の表、別表第26につきましては、浜坂すこやか広場の使用料免除率表になります。先ほどの文言の改正のほか、町婦人会、町老人会、町青年団体、町子ども育成会、PTA等の団体が連合して大会行事に使用する場合は町社会教育関係団体が主催する行事に使用する場合は、そして、その下の町、委員会が応援する事業で特に必要と認められる場合につきましては、その他委員会が特別の理由があると認める場合という規定がございますので、こちらの項目については削除をいたします。また、その下の別表第27は、浜坂体育センターになります。そして、146ページの別表第34は、浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場の表で、同様に文言を改めております。いずれも減免率につきましては変更はございません。

議案本文に戻っていただきまして、条例の附則でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。なお、語句や文言につきまして、関係規則のほうも整理をいたしまして、審議資料ナンバー1、147ページに浜坂B&G海洋センター管理規則、158ページに浜坂すこやか広場管理規則、161ページに浜坂体育センター管理規則、164ページに浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場管理運営規則のそれぞれ様式中の文言を一部改めまして、それぞれ一部改正規則新旧対照表をつけておりますので御清覧をお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 特に大きなことではないんですが、簡単なことだと思うんですが、使用の形態でももとの料金体系の中で、5人以上専用使用とするということから、個人単位というふうに変えてきたと。もともとその5人以上という専用使用と

ということが入っていたというのは、どういう意味で5人以上ということがあったんでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 今現在、団体の使用の場合につきましては、一律この規定で行っております。この料金で団体の方につきましては、一律というところで、人数関係なく使っていただきやすくするための規定であったように考えますが、今現在ほかの海洋センター等を比較しましても、全て1艇当たりという単価になっております。また、専用使用の場合、逆に1台借りてもこの料金ということもありまして、より公正な観点から今回1艇当りに改めをお願いしたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 要は、この制度の5人ということの背景というか、全てにインストラクターがついて安全管理ができてというふうなことでの使用ではない気がするんですけど、そうしたときに団体利用というのは、あるグループの中で、相互に安全確認とか、そんなことができるというようなこともあって、特に海洋スポーツですから、そういう部分もあって、ある一定の人数で使ってくれということになってなかったのかなど。だから、これは僕の臆測ですから、そんなことがないということだったらそれでいいんだけど、もともとの設定が5人ということにしてあるということが、何か意味があるなという気がしました。だから、利用の面で1人当たりにするということで単価下がるのはとってもありがたいんだけど、その辺の安全性なり、そういうことがこの制度の中で保てるんだったらやぶさかじゃありません。その辺りもう少し安全性とかそういうことの配慮がなかったのかという、料金の中に。それを再度確認したいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 舟艇の使用につきましては、安全性というのは一番重要な点だとは考えております。今まで専用使用で5人以上でも、10人でも20人でもという、この使用料という規定がありまして、なかなか安全の確保という面から団体のときには学校使用が多いですので、学校の先生方と相談しながら安全確保に努めております。また、今回改正案の備考欄のところに、担当職員の指導の下で使用することを付け加えさせていただいております。担当職員の適正な指導の下、安全に使っていただきたいということで、今回これも備考欄には付け加えさせていただきました。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第26号

○議長（宮本 泰男君） 日程第3、議案第26号、新温泉町文化財センター条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町民の文化財に対する意識の向上及び地域の活性化に資することを目的とし、新温泉町文化財センターを整備することに伴い、条例制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、生涯教育課長が説明いたします。よろしく申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） それでは、新温泉町文化財センター条例について御説明をいたします。

次のページから条文をつけておりますが、説明の都合上、最初に審議資料ナンバー1、186ページをお開きいただきたいと思います。施設概要について記載しております。また、187ページに位置図と平面図をつけておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

設置目的としまして、文化財を適切に保存、整理し、活用を図ることにより、町民の文化財に対する意識の向上及び地域の活性化に資するためとしております。名称は、新温泉町文化財センター味原川文化伝承館。位置は、新温泉町浜坂938番地の6。各室と用途につきましては、1階はロビーと収蔵室、事務室。2階は研修室1、研修室2、資料室、物品室になります。このうちロビーと研修室1、研修室2につきましては、貸出可能な部屋とします。業務につきましては、文化財に係る資料を収集、整理し、保管すること。文化財に関する調査や研究に関すること。文化財に関する講習会、講演会等を開催すること。文化財の調査、研究に関して必要な説明、助言及び指導、また、資料の貸出し等に関すること。文化財を通じての地域づくりに関する活動のための施設使用に関することとしております。休館日は、土曜日及び日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで。開館時間は、午前10時から午後4時までとしております。使用料につきましては、ロビー、研修室1、研修室2とも町内が2時間500円、町外が2時間1,000円としております。冷暖房使用の場合は、この100分の50の額が加算されます。この料金設定につきましては、浜坂駅前のまち歩き案内所を参考にいたしました。

条文本文に戻っていただきまして、条例で、施設の基本的管理事項を規定しまして、

附則におきまして、新温泉町使用料徴収条例の一部改正を規定しております。条例第1条で設置目的、第2条で位置、名称、第3条では、設置目的を達成するための業務を第6号までを規定しております。第4条は、使用の許可は教育委員会が行うことを規定しております。第5条では、この使用許可を制限する場合について第4号までを規定しております。第6条では、入館者の制限についての規定をしております。第7条で、許可を取り消すことができる場合について第5号まで規定をしております。第9条では、職員を置くことができることを規定しております。第10条では、委任規定を定めており、審議資料ナンバー1の168ページから170ページにありますように、管理規則を定めております。また、施設使用や使用料の免除については、同じく審議資料の171ページに、施設使用に関する要綱として定めております。附則第1項で、施行期日を令和5年4月1日としております。附則第2項で、新温泉町使用料徴収条例の一部改正について規定をしております。

改正内容につきまして、附則の別表となりますが、審議資料ナンバー1の167ページをお開きいただきたいと思っております。新温泉町使用料徴収条例新旧対照表です。右側が改正案でございます。別表の一番最後であります別表第39の次に、別表第40を加えるものであります。公の施設の名称、新温泉町文化財センター味原川文化伝承館とし、使用区分をロビー、研修室1、研修室2、使用料につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

また、施設で管理する文化財の使用等につきまして、取扱要綱を定めております。審議資料172ページをお願いいたします。新温泉町文化財センター資料取扱要綱でございます。第1条の2行目になりますが、資料の利用及び貸出し並びに各種資料の寄贈及び寄託の取扱いを定めております。また、この要綱では、このほかに第27条で、資料の廃棄についても規定しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） たくさんの規定を定めて管理しやすいようにされると思うんですけど、ロビーを有償にするという部分がちょっと理解できないなど。このロビーってというのは、パブリックスペース、2階に通じる場所でありまして、トイレに行く場所でもあります。そういう部分、お金を取るということが、取れる場所なんだろうかという気がするんですが、その辺の考え方を聞きたいと思っております。まち歩き案内所を参考にしたということが言われたんですけど、ぱっと頭の中に浮かぶまち歩き案内所、入ってロビー、展示スペースについては、たしかお金要らなかったし、だから、そういうことから言えば、ここはパブリックスペース、誰でも使える場所というふうな定義からすれば、料金を取るというようなことは、ちょっと考え方が違うんじゃないかなと、そう

いう気がいたします。いかがでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 一般的な、このロビーの使用につきましては、具体的には2階にも貸出可能な部屋があるわけではございますが、階段を上っていただかないといけないというところで、地域の方で階段が上れない方などにも利用していただけるよう、ロビーにはソファ、また貸出しとなりましたら、希望によっては机等を準備して使っていただけたらと考えております。また、ロビーについては、ポスター等の展示場所になっておりますので、そちらのほうで展示をしていただくというところも可能になっておりますので、この料金設定をさせていただきました。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） その一つの区切ったスペースということで、2階に上がらなくても使用できるように、そのレベルであれば、ただ、お金取らなくてもいいん違うかな、取る必要ないん違うかな、ここには規定全体から見たら、文化財に関わる方の使用が原則、書いてあるね。だから、町内の方が来て使うということが、この規定からいって合うかどうかちょっと理解に苦しむんだけど、そういうことからいったら、何というんだろう、やっぱりロビーは、椅子も置いたらいいし、ちょっとしたお話をする会だってお金取らなくてもええん違うかなと。大本には、そこを貸出しで専用させても、トイレに行く場合は、そこ絶対通らんならん。2階に用事がある人は、そこ絶対通らんならんわけですよ。だから、専用すべき場所じゃないということから言えば、やっぱり料金は取るべきじゃないという気がいたします。再度答弁ください。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 議員おっしゃられるとおり入館料という規定は、この施設には規定をしておりません。自由にロビーに入っていていただいて、こちらが展示しているポスターなどを見ていただくという利用目的もございますが、団体、個人として、そこを専用で使いたい場合は貸出しということで、この料金設定を考えております。また、トイレ等につきましては、そのときだけなんですけども、裏のほうから入っていただいてトイレを使用していただくことができるかなというふうに考えております。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） くだいようですが、取扱いを、どういったらいいだろう、取る前提じゃなくて、取るということよりは使っていただく。ポスター見てもらったらいいじゃないですか、そんな観点で、こうしてこうなってますからこれ以上言いたくないけど、そういうスペースだということをやっぱり認識の上に立っての運営をしてください。これ以上言ったってどうしようもない。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 実際にはポスター展示となりますと、長期で展示する場合もありますので、規定によりなかなか2時間のこの料金の設定で展示するっていう、

2時間だけで利用される方は少ないかなとは考えております。また、何とか足の不自由な方とかにも利用していただきたいというところで、2階に上がれないので、ここのロビーの活用をというところで設定はいたしておりますが、基本ここのロビーについては自由に入出りできる場所ではありますので、使用自体はそんなに多くないかなとは考えております。一応規定上ではロビーについては、このように2時間500円というような設定をさせていただいております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

8番……。

○議員（8番 河越 忠志君） ちょっと休会してもらえませんか。

○議長（宮本 泰男君） 何番言ってください。

○議員（8番 河越 忠志君） 8番です。休会してもらえませんか。（「休憩」と呼ぶ者あり）

休憩、ごめんなさい。

○議長（宮本 泰男君） 所管ですので、質疑は……。

○議員（8番 河越 忠志君） それで休憩。（「休憩したらええやん」と呼ぶ者あり）

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩します。

午前9時34分休憩

午前9時39分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開します。

そのほか質疑ありませんか。

2番、西村龍平君。

○議員（2番 西村 龍平君） ロビーのほうで、一般の方が来られて、見るだけだったら無料という認識でよろしいでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） この施設につきましては、入館料は設定しておりませんので、自由に見ていただいたらいいことになります。

○議長（宮本 泰男君） そのほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 27 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 4、議案第 27 号、辺地に係る総合整備計画の策定について（春来）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、春来地区防火水槽整備事業を行うため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、新温泉町春来辺地総合整備計画を策定するため、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、企画課長が説明いたします。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） それでは、議案第 27 号、辺地に係る総合整備計画の策定について説明をさせていただきます。

提案理由は、町長が申し上げたとおり、春来地区に防火水槽を整備するために財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定によりまして、新温泉町春来辺地総合整備計画を策定をしまして、議会の議決をお願いをするものでございます。

説明につきましては、審議資料ナンバー 2 の 188 ページをお開きをいただきたいと思っております。策定に係る理由書をつけておりますので、こちらで説明をさせていただきます。辺地名としましては、春来辺地でございます。当該辺地は、町の中心部の浜坂市街地から南東に約 1.4 キロ離れた山間部にあり、山の中腹に広がる集落です。また、冬期間の最大積雪深が 150 センチを超えることもある豪雪地域であります。山間部の中腹に位置するため、水の確保、とりわけ消火用水利の確保が課題となっております。現在、防火水槽 3 基、地域の外れにあるため池を消火用水利として確保していますが、それ以外には河川、湖沼等はなく、ため池についても季節によって水位が変動するため、これまでから消火用水利の確保に苦慮しているところでございます。消火用水利を確保し、火災から住民生活を守り、安心安全なまちづくりの推進及び住民生活の利便性や快適性の向上を図るため、防火水槽の設置整備を行うものであります。

次に、189 ページには位置図、また、190 ページには平面図をつけておりますので、御清覧をお願いいたします。

それでは、議案に戻っていただきまして、総合整備計画について御説明をいたします。

1、辺地の概況です。(1)辺地を構成する字の名称は、新温泉町春来。(2)地域の中心の位置は、新温泉町春来字フドヲ 925 番地。(3)辺地度数は 150 点であります。

2として、公共的施設の整備を必要とする事情は、先ほど説明をいたしました理由書と同様でございます。

3の公共的施設の整備計画は、令和 5 年度から令和 5 年度までの 1 年間です。施設名

は、防火水槽。事業主体は、新温泉町の単独であります。事業費は2,750万円、辺地対策事業債の予定額は、同額の2,750万円です。なお、この辺地対策事業債につきましては、充当率が100%で、元利償還金の80%が普通交付税に算入されるものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） この春来地区の防火水槽については、以前から昨年の建物火災もありましたし、水利が、私も消防団として出て、本当に水利の箇所と量が少ないなということで、今回こういうことができたということで、非常にいいことだと思っております。この、例えば地域の消防団が多分、点検、管理、それから、最初は当然空なわけで、そこに水を補給するような作業は、やはり地元の消防団がされると思うんですけど、そういったことで消防団の役割はさらに増えるということにもなりますし、今後、消防の分団運営についても、やはり配慮が必要と思いますが、ちょっと辺地債からそれるかもしれませんが、ちょっとその辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それと、この場所については、この地図から見ると、村中の下の道路ですね、旧国道とは違って、もう一本下のほうにずっと続く道があるわけですが、それよりもちょっと高いところに防火水槽を設けるような形になると思いますけど、その際、防火水槽から消防車に取水するときの上に上がって吸管を下ろすというのが通常の防火水槽ですけど、例えば道路に消防車を止めて、横のほうからも取れるような形もしたほうが利便性が高いんじゃないかと思うんですけど、こうやって予算が、もうほぼ上がってるんで、そこら辺の設計といいますか、構造はどうなってるのかお尋ねします。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 防火水槽の管理のお話ですので、私から答弁させていただきます。

新しい防火水槽は、今は詳しい設計は、当然まだできておりませんので、最初に取水関係のところは、一応現場のボーリング調査等を行いまして、どういったものかということで、型等は選定をしまいたいと思っておりますけども、基本、耐震型の防火水槽で地下式ということでございます。取水については、現地等でどういうものか、道に止めるほうがいいのか、あるいは道が狭ければ、むしろやはり少し敷地に入って取るというほうがいいのかという判断をさせていただかなければならないと思います。それは現地に行って確認しながら、取水の場所等は設計をしまいたいと思っております。地下式防火水槽は、基本的には、一度入れたら、もう次使うまでは漏水の点検ということになりますので、それは地域の消防団の皆さんに今までどおりお願いをしまいたいと思っております。初期の水につきましては、できるだけ近いところに消火栓等

があれば、上下水道課と協議して、完成後に少しずつ入れていくというのが現状の初期の給水ということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 実際利用する消防団等の、特に地元の消防団との意見調整とかを十分図って行っていただきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 現場等で、また地元と協議しながら設計をしてみたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 防火水槽の想定予定額2,750万円ということで、かなり一般的なものよりも高額な金額を想定されてると思うんですけども、規模については、今まででいくと40立米ぐらいであったと認識してるんですけども、ほとんど倍ぐらいの規模をされているのか、あるいはもっと立地的に費用がかかるということを想定されて、こういった金額を想定されてるのか、その規模とこの金額になってる概要というか要因ですね、その辺りについてをお聞かせいただければでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 今回の計画につきまして、基礎となりますものにつきましては、先ほど町民安全課長が申し上げた防火水槽40トンの水槽でございます。まだ設計がこれからとなりますが、現在この金額の内訳としましては、業務委託料と工事請負費が含まれております。

○議員（8番 河越 忠志君） 分かりました。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） では、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第28号

○議長（宮本 泰男君） 日程第5、議案第28号、辺地に係る総合整備計画の策定について（海上）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町道海上第一村中線道路改良事業を行うため、辺地に係る公共的施設の総合施設のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、新温泉町海上辺地総合整備計画を策定するため、議会の議決をお願いするものであります。

企画課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） それでは、議案第28号、辺地に係る総合整備計画の策定についての御説明をさせていただきます。

町道海上第一村中線道路改良事業を行うために、新温泉町海上辺地総合整備計画を策定をしまして、議会の議決をお願いをするものでございます。

説明につきましては、審議資料ナンバー2の191ページにつけております策定に係る理由書を御覧をいただきたいと思っております。辺地名は海上辺地でございます。当該辺地は、町の中心部から南に約13キロ離れた山間部にあります。上山高原の山麓に位置し、周囲を500メートルから900メートルの山々に囲まれ、冬期間の最大積雪深が200センチを超えることもある豪雪地域です。山間部の中腹にある集落は、平地が少なく密集しているため、幅員の狭い道路があり、緊急車両等の通行に支障を来しています。緊急車両等が通行できる幅員を確保し、安心安全なまちづくりの推進及び住民生活の利便性や快適性の向上を図るため、町道の拡幅工事を行うものでございます。

次に、192ページには位置図、また、193ページには概要図をつけておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、議案に戻っていただきまして、総合整備計画を御覧をいただきたいと思っております。1の辺地の概況です。(1)辺地を構成する字の名称は、新温泉町海上。(2)地域の中心の位置は、新温泉町海上字村中1189番地。(3)辺地度数は134点です。

2の公共的施設の整備を必要とする事情は、先ほど説明をさせていただきましたとおりでございます。

3、公共的施設の整備計画は、令和5年度から令和5年度までの1年間です。施設名は町道。事業主体は、新温泉町の単独でございます。事業費は4,550万円、辺地対策事業債の予定額は、同額の4,550万円となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） この海上の町道ですね、これ、かなり昔から地区の要望として出て、なかなか進まなかったものと認識しておりますが、今回5年度で事業が行われるということで、幅員が3メートルとなっておりますが、今の道幅からどのぐらい増え

るといふことなのか、ちょっとそこをお願いします。

それから、前にそこに、その境界線辺りに仮設の消火栓がたしかあったと思うんですが、それはちゃんときちりとした形の消火栓になっているんでしょうか。

それから、こうやって今回、春來と海上ですね、辺地の総合整備計画というふうに出て、昨年度、今年度ですか、奥八田地域の計画も出ておりました。過疎債とかも枠があるような感じで言われておりますが、この辺地債のほうも、そういった、何というか、枠みたいなものがあるのか、どういったときに採択されるといいますか、その辺の仕組みをちょっと御説明お願いしたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 御質問の一番目でございます。道路幅員の御質問だっと思ひます。

現状2メートルある、ない、2メートル前後の幅員でございまして、緊急車両が通れないという状況がございまして、これを3メートルに拡幅するという計画となっております。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 辺地対策事業債の仕組みでありますけれども、町内には8集落この辺地の対策事業債に該当する地区がございまして。この8集落で、いわゆる住民の生活、文化水準の著しい格差を是正することを目的として事業を行う場合、公共施設を建設する場合とか、交通通信施設等や厚生施設なんか、また、教育文化施設を建設する場合が対象事業として採択されるものでございまして。これにつきましては、過疎債は100分の30が町の負担となりますけれども、この辺地対策の場合は100分の20という有利な財政状況で対応ができるということがあります。特に申請に当たりましては、県のほうと事前協議をしまして、申請をするということになっておりますので、枠というものは特にないというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

ちょっと、ごめんなさい。

小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 消火栓につきましては、仮設の消火栓があるということでございますけれども、ちょっと私のほうでは、仮設の消火栓というのを把握しておりません。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） そうしますと、前年は1か所、来年度2か所という形なんですけど、ちゃんと筋道立ってれば何か所でも申請できるというような認識でよろしいでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） それぞれ事業を実施する際に、計画を当然、町のほうでも

立てるわけですがけれども、町の財政計画と併せて順次申請をしながら目的を達成していくと、そういう形で進めていっておると思います。

○議長（宮本 泰男君） そのほか質疑はありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） すみません、お金のことばかり言っちゃうんですけども、この費用を単純に計算すると1メートル当たり80万円相当の金額になってるんですけども、2メートルの既存の幅員を3メートルに拡幅ということになると、この費用の中には、用地の費用も入っていたり、事務的な費用も入っていたりというような、その大枠はこの辺地債に該当するという認識でよろしいのでしょうか、お願いします。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 今回の総額の中の内訳としましては、本工事費でありますとか、不動産鑑定評価業務、また、いろんな調査業務、用地費、物件補償費などが含まれております。

○議員（8番 河越 忠志君） 分かりました。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） では、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。10時15分まで休憩します。

午前10時02分休憩

午前10時15分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第6 議案第29号

○議長（宮本 泰男君） 日程第6、議案第29号、公の施設に係る指定管理者の指定について（まち歩き案内所）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、まち歩き案内所の指定管理者に浜坂観光協会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を

お願いするものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） それでは、議案第29号、公の施設に係る指定管理者の指定について（まち歩き案内所）について御説明させていただきます。

審議資料の194ページ、ナンバー2の194ページをお願いいたします。まち歩き案内所でございますが、今年度末で現在の協定期間の満了を迎えるため、今回選定をするものでございます。まち歩き案内所の機能といたしまして、まち歩き駅前振興は、観光と強い関連性がございまして、現在良好に管理をしていただいていることから継続管理が望ましいということで、公募によらず浜坂観光協会を選定したいというものでございます。

197ページをお願いいたします。第7条で管理物件について規定をしておりますが、別に示す管理業務仕様書207ページでございます。207ページに別紙2として、まち歩き案内所指定管理業務仕様書を添付しております。本施設の概要といたしまして、まち歩き案内所、平成24年6月の設置でございます。木造瓦ぶき2階建て、延べ床面積229.07平方メートルでございます。基本的事項を2番目に定めまして、3番目には指定管理者が行う業務として、本施設の利用の申込みの受付及び利用の許可、利用の制限及び許可の取消し等を規定しております。

208ページでございますが、5番に本施設の利用料金ということで、別表1、これは209ページになります。使用料条例と同額の利用料金を規定しております。

戻りまして、198ページでございます。第8条、指定の期間でございますが、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。それから、第9条、本業務の範囲でございますが、まち歩きの情報を提供する業務、駅前商店街の活性化と地場産業、観光等の振興を図る業務。まちづくりグループをはじめとした地域住民の活動拠点となる場を提供するための業務。その他管理物件の利用許可、料金の徴収等を規定しております。

第10条では、甲が行う業務の範囲といたしまして、目的外使用許可等につきましては、町が直接実施をするということとしております。また、第2号で、管理物件の修繕業務についてということで、第14条に飛ばさせていただきますが、199ページでございます。第14条で、管理施設の改修等ということで、管理物件の改修、改造、増築、移設については、甲、新温泉町が自己の費用と責任において実施するものとする。甲が加入する保険等の対象とならない管理物件の修繕については、甲と乙の協議により費用負担を決定し実施するものとしております。小規模な修繕は指定管理者で、老朽化や経年劣化によるものは町のほうで修繕をする。この部分につきましては、協議により進めていきたいと考えております。

続きまして、201ページでございます。第22条、指定管理料の支払いにつきまして

ては、4月と10月の2回に分けて支払いを予定しております。

それから、204ページでございます。第40条に、本業務の範囲外の業務ということで、自主事業について規定をしております。現在も街角カフェ、特産品の販売等を行っていただいております、引き続き、自主的に地域を盛り上げる事業を進めていただくことを想定しております。

続きまして、205ページでございます。第41条でございますが、本業務の実施に係る指定管理者の口座ということで、本業務に係る収入、支出につきましては、別の預金口座を開設して管理をしていただくという規定としております。協定の締結日は令和5年4月1日を予定しております。

議案に戻りまして、公の施設の名称、まち歩き案内所。指定管理者となる団体の名称、浜坂観光協会会長、川夏博志。指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 審議資料の198ページです。基本協定書の中の第2章、本業務の範囲、第9条の2項ですが、駅前商店街の活性化と地場産業、観光等の振興を図る業務というものがうたわれておるんですけど、例えば、このすぐ近辺に空き店舗がありまして、例えばそういった部分との、何ていうか、共同管理みたいなことは不可能なんですか。ちょっと商店街の方から、何とか空き店舗対策をしてほしいというような要望が以前から強くありまして、そこら辺こういうものとリンクさせて連携させて事業を行うということは難しいんでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 指定管理業務はあくまでも町の施設の管理でございますので、直接的に結びつけるということは難しいと考えております。一方で、まちづくり、駅前の振興が指定管理業務の中の1つでございますので、イベント等の中で関連して実施をしていただくことは可能というふうに考えております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありますか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） ちょっと私がよう見つけられないのかも分かんないんですけど、開館についての指定については、特定されてないものか、どこかに書かれているものか、ちょっと私、見つけられなかったもので、その辺りについてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 開館時間等につきましては、設置管理条例のほうで規定をしております。

○議員（８番 河越 忠志君） 分かりました。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

８番、河越忠志君。

○議員（８番 河越 忠志君） 設管条例の中で、曜日と、要は開館日と時間について規定がありましたでしょうか。時間についてはなかったような気もしてるんですけども、それがこの指定管理の中で指定しておかなければ自由な時間で設定できたりということはあるし、設管条例に従いなさいよってというのがこの文面の中に、ちょっと私がよう見つけなかったんかもしれないんですけども、明記されてるのかどうか、御確認いただけるでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 指定管理のルールの中で、設管条例が最上位に来るルールというふうに理解をしております。

○議長（宮本 泰男君） 開館時間のことについて教えてください。

福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） すみません、ちょっと今ここで具体的な開館時間を手元に、何時何分というものを持っておりませんので、調べて回答いたします。

○議長（宮本 泰男君） ８番、河越忠志君。

○議員（８番 河越 忠志君） これは、あくまで任意の契約になってくると思うんですね。そうしてくると、設管条例のほうが上だよというような蓋然的な話ではなくて、設管条例にある日程で開館するというのをこの中で明記して、いわゆる受託する側もそれを認識してもらうというのが、この契約書に必要なだと私は思うんですけども、それをあえてどうせえということではないですけど、この文面をつくる限りは、そこまでの配慮が私は必要だと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 指定管理の協定につきましては、あくまでも受委託の契約ではなく、行政処分的な処置でございます。ですので、条例が最上位に来るところは双方理解の上で、この協定を結ぶものでございます。

○議長（宮本 泰男君） 開館時間については、調査中ですので、後で、また答弁いただきますので。

西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 御質問の件であります。協定書の第６条、管理の基準ということで、乙は、協定、条例及び関係法令等のほか、別紙２に従い、管理業務を実施しなければならないということで、ここで条例の規定をしております。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） まち歩き案内所条例の第５条、開館時間ということで、午前９時半から午後５時半までとするという規定がございます。

○議員（８番 河越 忠志君） 議長。

○議長（宮本 泰男君） もう３回が終わりましたんで。

○議員（８番 河越 忠志君） 分かりました。

○議長（宮本 泰男君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 30 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 7、議案第 30 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（正法庵とんぼの里公園）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、正法庵とんぼの里公園の指定管理者に正法庵区を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） それでは、議案第 30 号、公の施設に係る指定管理者の指定について御説明をいたします。

1、公の施設の名称、正法庵とんぼの里公園でございます。2、指定管理者となる団体の名称、正法庵区区长、藤本久行。3、指定の期間、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとしております。

正法庵とんぼの里公園につきましては、指定期間が満了となることから、正法庵区より引き続き指定管理の指定を受けるべく申請がございました。

当該施設の底地は、正法庵生産森林組合有地が町が地上権設定をしております、指定管理候補者選定委員会で審査の結果、施設の性格上、広く町民が使用できる施設ではなく、地元集落を指定管理者候補とすることが妥当として、選定をいただいているところでございます。

審議資料ナンバー 2 の 210 ページをお願いします。210 ページから 216 ページに基本協定書を掲載しております。変更箇所につきましては、第 4 条の指定期間が令和

5年4月1日から令和10年3月31日までとなったこと以外に変更はございません。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第31号

○議長（宮本 泰男君） 日程第8、議案第31号、公の施設に係る指定管理者の指定について（切畑ふれあい広場）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、切畑ふれあい広場の指定管理者に切畑区を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

内容につきまして、農林水産課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） では、議案第31号、公の施設に係る指定管理者の指定について御説明をいたします。

1、公の施設の名称、切畑ふれあい広場。2、指定管理者となる団体の名称、切畑区
区長、岩垣廣一。3、指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日までと
しております。

切畑ふれあい広場につきましては、指定期間が満了となることから、切畑区より引き
続き指定管理の指定を受けるべく申請がございました。当該施設の底地は個人有地でご
ざいまして、土地使用に当たりまして、土地所有者、区、町の3者で覚書を締結してお
ります。

指定管理候補者選定委員会で審査の結果、施設の性格上、広く町民が利用できる施設
ではなく、地元集落を指定管理候補者とするのが妥当として、選定をいただいている
ところでございます。

審議資料のナンバー2の217ページをお願いいたします。217ページから222ページにかけて、基本協定書を掲載しております。変更箇所は、第4条の指定期間が令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなったこと以外に変更はございません。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） この指定管理の中での仕様書について、現状と一致しているかどうかについての確認はされたでしょうか、お聞きできますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） すみません、ちょっともう一度お聞きできますでしょうか。

○議員（8番 河越 忠志君） この指定管理のうちの業務の仕様書について、現状と一致しているかどうか等についての確認はなされているかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 内容につきましては、指定管理者の審査に当たり、内容確認をしておるところでございます。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） それぞれ公園の中での、それぞれの項目が上げられているんですけども、こういったものについて不備がないかどうか、その辺りについての確認もできているでしょうか。区のほうからこれで問題ないというところで一致されていればいいわけですけども、その辺りについてどうかなというのをちょっとお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 区のほうから、年度の事業を完了した後に、報告書を提出していただいております。その中で、特に不備があるような点については要望等で報告いただいておりますが、特にそういった中では要望等はいただいておりますので、この内容で施設の管理をしていただいているというふうに認識をしております。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） そうすると、区のほうでも、どこまで把握されてるか分かんないですけど、こういったものの中で、一つの例えばベンチであったり、云々、そういったものに支障がある場合は、それは管理者ではなくて設置者である町が修繕等について対応するという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 基本協定書の第9条になりますが、施設の修繕等ということで、管理物件の維持補修、修繕については、乙が自己の責任において対応するものというふうに出たわれております。基本的に、日常的な維持修繕であったりとか、軽微なものは地元のほうで行っていただく、耐用年数の経過によって、もう施設そのものが駄目になった場合、その場合は、甲乙協議で対応を検討するというにしておりますので、そういった対応となるということでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

では、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第32号

○議長（宮本 泰男君） 日程第9、議案第32号、公の施設に係る指定管理者の指定について（中辻農村公園）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、中辻農村公園の指定管理者に中辻区を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

内容につきまして、農林水産課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） それでは、議案第32号、公の施設に係る指定管理者の指定について御説明をいたします。

1、公の施設の名称、中辻農村公園。2、指定管理者となる団体の名称、中辻区区長、西澤章。3、指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとしております。

中辻農村公園につきましては、指定期間が満了となることから、中辻区より引き続き指定管理の指定を受けるべく申請がございました。当該施設の底地は、中辻生産森林組合の所有地でございます。土地使用に当たり、土地使用者、区、町の3者で覚書を締結しております。

指定管理者選定委員会で審査の結果、施設の性格上、広く町民が利用できる施設ではなく、地元集落を指定管理者候補者とするのが妥当として、選定をいただいております。

審議資料のナンバー 2 の 2 2 3 ページをお願いいたします。2 2 3 ページから 2 2 8 ページにかけて、基本協定書を掲載しております。こちらにつきましても、第 4 条の指定期間が、令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとなったこと以外に特に変更はございません。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 3 3 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 1 0、議案第 3 3 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（八田コミュニティセンター）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、八田コミュニティセンターの指定管理者に八田文化交流会を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

内容につきまして、生涯教育課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 議案第 3 3 号、公の施設に係る指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

1、公の施設の名称、八田コミュニティセンター。2、指定管理者となる団体の名称、八田文化交流会会長、井上至信。3、指定の期間、令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まででございます。

今回、八田コミュニティセンターの指定期間が令和 5 年 3 月 3 1 日までとなることか

ら、八田文化交流館から申請が上がりました。候補者の選定理由としまして、八田文化交流会は、八田地域の各区長や各種団体から組織されており、地域を熟知し、地域と密着した活動をすることができ、地域活性化につなげることのできる組織であることから、町指定管理者候補者選定委員会の事前協議の結果を受けまして、管理者の候補者の選定をお願いするものでございます。

審議資料ナンバー2の229ページから基本協定書をつけております。指定期間のほか、大きな変更はございません。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 特に大きな問題があってというわけではありませんが、この八田コミュニティセンター、おもしろ昆虫化石館については、開館25周年という区切りを迎えるようであります。そういう部分では、何か町として催しなり、記念事業なり、そういうことのお考えはないのでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） この施設につきましては、指定管理者のほうでもいろいろと努力をされているところであります。今現在、展示物につきましても、人と自然の博物館の学芸員の方と連携を取りまして、展示の工夫などをできないかなというふうな協議を今年度始めております。

この25周年というところはちょっとまだ計画はしておりませんでした。それに合わせて何かできないか、検討してまいりたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） ぜひ、実績のあるこの八田文化交流会の、そういうちょっと思いもあるようですので、ぜひ、町も一緒になって、25周年を記念してイベントなりをお願いしたいというそういう思いであります。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 指定管理者と一緒に協議をしております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

では、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 3 4 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 1 1、議案第 3 4 号、令和 4 年度新温泉町一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 4 年度新温泉一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が説明申し上げたとおりであります。よろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。

質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はありませんか。

8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） 会計年度任用職員の報酬の減ということの説明が、一般会計の 3 4 ページの説明書のところで御説明いただいたと思います。その内容が、集落支援員の減というふうなことだったんですけれども、集落支援員は各集落というか、地域運営組織の中でお一人しかおられないと思うんですけれども、減になって、減のままということだったのか、その辺りの状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 会計年度任用職員の中の集落支援の関係ですので、私のほうから答弁させていただきます。

この 1 名につきましては、令和 4 年度に採用予定でありました浜坂自治区に配置をするための支援員でありましたけれども、地域との調整が間に合わず、令和 4 年度につきましては着任ができませんでしたので、今回減額をさせていただくものでございます。なお、令和 5 年度には着任を予定いたしております。

○議長（宮本 泰男君） 8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） 間に合わなかったという理由がちょっとよく分からなくて、最後まで見つからなかったのか、途中だったからもう年度としてやめてしまったのか、活動自体を区のほうでもう辞退されたという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 当初予定いたしておりました方がおりましたけれども、その方が辞退をされた関係で、改めてまた地域のほうで選出をお願いをいたしましたところ、時期が遅い形になりまして、秋以降になりましたことから、令和 5 年度からという

ことをお願いをすることになりました。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 地域運営組織としての活動をやめたということ、今年度の分として、令和4年度の分としてやめたので、支援員を途中からできないということで、なくなったという認識でよろしいでしょうか。それとも、ただ支援員を置かずに運営組織としては活動されたということでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 活動自体は継続をいたしております。そこに支援員を配置をして、さらにより強固にするというものでありますので、活動自体は継続をいたしております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） ちょっと数がかかなり多いので、分けて申し上げます。

まず、歳入ですが、4ページ、16款1目1節です。総務管理費の中の補助金のデジタル田園都市国家構想推進交付金300万円の減で、減の理由が補助率が3分の2から2分の1になったという形ですが、その補助率が下がった理由を御説明ください。それと、これでよく何か、マイナンバーカードの取得に関して、申請率なり取得率が低いところが交付金を減らされるとか、そういう話があったんですけど、それとの関連はないのか、その点も教えてください。

それから、その下の山村活性化支援交付金ですかね、それも1,000万円、この理由が不採択ということだったんですけど、不採択の理由と、もし、これ入ったとき、当然申請してこういうことに使いますっていう話だったと思うんですが、その使途の説明をお願いします。

それから、5ページの17款3目1節農業費補助金です。これの但馬牛生産基盤強化整備事業補助金9,362万8,000円、それから、8ページの諸収入の雑入の但馬牛生産基盤強化整備事業助成金で、この部分と、9,362万8,000円ですね、同額なんですけど、それと歳出の18ページ、畜産業費18節のクラスター協議会補助金で9,362万8,000円と、みんな同金額なんですけど、この何ていうか、お金の流れがどのようになっているのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

それと、歳入に戻りまして、8ページの助成金の下減額の鳥獣個体解体部位売払収入244万円の減ということですが、これは当然見込みがあって、見込みよりも搬入される個体数自体が少なかったためなのか、それか、そういう肉になる部位というものが実際的に少なくなっているのか、そこら辺の説明をお願いします。取りあえず歳入部分で以上。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） まず、1つ目のお尋ねのデジタル田園都市国家構想推

進交付金の件でございます。ワーケーションの関係の事業でございます、1,200万円の事業費に対して、高レベル、ハイレベル、高度な事業ということであれば4分の3、標準であれば2分の1、あるいは採択されないかというふうな形の申請でございました。高度なという部分での4分の3の採択を目指しましたが、2分の1での枠でしか採択をされなかったということで、1,200万円のうちの4分の1の300万円の減でございます。これは企画の内容によるものだと考えておりまして、特にマイナンバーカードの影響はございません。

2つ目の山村活性化の部分につきましては、これも申請内容といいますか、そういった内容の中で、10割の採択を目指しましたが不採択ということでございました。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 5ページと8ページ、また18ページの但馬牛生産基盤強化整備事業の関連の補助金なり助成金の関係でございます。補助金の流れといたしましては、まず、県から町に対して補助金という形で一旦受入れをいたしますが、補助金の補助事業の主体が但馬牛と畜産クラスター事業協議会といった協議会がございまして、そちらで一旦、その補助金を受入れをするという流れになりますので、町で一旦受け入れたものをクラスター協議会に一旦支払いをします。協議会で受けた後に、事業主体である町がさらにもう一度補助金として受けるといった流れになりますので、最終的には町の補助金として受けるわけですが、一旦町が受けてからクラスター協議会に返すといった、そういった補助金の流れがあるということで、同じ同額の補正になりますが、こういったことで同額で3つ、補正が生じるといったこととございます。

あと、獣害処理施設の個体の売却収入でございます。解体した鹿なりイノシシの肉の売却の収入になるわけですが、受入れ個体数の見込みの数に対して売上げ、売却の収入を想定しておりましたが、実績としてこれを下回ったということで減額となっております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 次に、そしたら歳出で、先ほど同僚議員の質問があった部分がちょっと重複しますが、そうしますと、浜坂自治区の地域運営組織、今年度たしか立ち上げみたいな形だったと思うんですが、活動したというような今の答弁でしたので、立ち上げられたという形で認識したらいいでしょうか。地域運営組織として立ち上がったというふうに捉えたらいいでしょうか。それで、来年度から集落支援員を採用して実質的な活動をしていくと。

それから、あと、そこの部分の10ページの企画費の報酬の2節の地域おこし協力隊未採用5名ということですが、こういった部分の未採用なのか。それから、その部分を来年度も引き続き募集されるのか、そこの部分をお願いします。

それから、同じ10ページの委託料の減額1,188万円というかなり大きな減額があるんですが、地域おこし協力隊活動業務、ワーケーション受入れ推進業務、ケーブルテ

レビ整備事業準備業務、これ、それぞれ幾らずつの減額になっているのか。また、その減額理由を教えてください。

それから、22ページの6款2目18節、上から3番目の野生鳥獣侵入防止柵整備事業1,150万円減額ということで、国庫補助金採択による減というふうになっていますが、ちょっとその詳しい説明をお願いします。

それから、23ページの商工振興費、その18節の補助金の商店街お買物事業とプレミアム商品券事業、これ来年度の事業というふうに繰り越しされるということですが、以前も、おとしですか、同様に商店街お買物事業とプレミアム商品券事業が行われて、商店街のほうは県と町の事業ということで、県の要綱に従って10月末までに事業完了、それからプレミアム率は20%以内と。町のほうは特にそういうのはないですけど、30%プレミアムという形でおとしも行われて、5年度も同様な感じになると思うんですが、その際に、やっぱり商店街のほうがそういった時期の規定があるんで、どうしても20%と30%比べれば30%のほうが、当然消費者にはメリットがありますし、使える商店の範囲としては、プレミアム商品券のほうが当然加盟店が多いという形になるんで、両方の事業をきっちりと完了しようと思ったら、ある程度、何ていうか、期間間隔的なものが必要だと思うんですが、例えば商店街があって、プレミアム商品券がすぐにあるっていうようなことだと、買い控えみたいな形にならへんかというようなことがちょっと心配されるんですが、そこら辺はどうお考えなんでしょうかということなんです。

それと、繰越明許費6ページですね、説明書じゃなしに、本文の、本体のほうの6ページの土木費の道路橋梁費に当たると思うんですが、本年度に湯地区の2つの橋の修繕というか、それが計画されてたと思うんですが、多分これがまだ行われてないことから、来年度になるんですが、今後どのような予定で進められるのかお尋ねします。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 浜坂自治区の御質問につきましては、現在、浜坂自治区としては、自主活動しておるということが今活動中というふうに申し上げた中身であります。さらにこれに集落支援員を配置をしまして、さらにもう少し芦屋地域であったり、清富地域であったりの連携を深めていただきたいというのが目的でありまして、現在はまだ集落支援員の配置をする事前準備段階という形になります。令和5年度につきまして、集落支援員を配置をして、組織の根固めをしながら準備をして、令和6年度に組織を立ち上げるという計画となっております。

それから、2つ目の地域おこし協力隊の未採用の内訳でございますが、5人となっております。内容としましては、国際交流の担当が1名、温泉活用の担当が2名、ワーケーションの担当が2名の5名という形となっております。

続きまして、3つ目の御質問ですけれども、12節委託料の内容であります。地域おこし協力隊の活動業務につきましては、未採用の協力隊に伴うものでありまして、それにつきましては、活動支援員の委託料であったり、ワーケーションコーディネーターの

部分につきまして295万円の減額、また、地域おこし協力隊の活動支援に伴うものが63万1,000円の減額、また、ケーブルテレビ整備事業の準備業務につきましては、330万円を計上いたしておりましたが、これはプロポーザル業務を内部では難しいと判断をして、業務委託をする予定にしておりましたが、何とか役場内のほうで情報収集をしながら整備ができましたので、このたびこの330万円を減額するものでございます。ワーケーションの関係につきましては、また商工観光課のほうで説明をしていただきます。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 企画費の減額の関係でございしますが、先ほど御質問いただきました山村活性化の交付金1,000万円の歳入を予定しておりました。これがなかった関係で1,000万円の歳出、その中で委託料500万円でございますが、こういった事業の分をそのまま減額をさせていただいております。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 22ページの野生鳥獣侵入防止柵に係る補助金の減額についてでございますが、国庫補助事業に係る事業要件、費用対効果等と照らし合わせた結果、地区ごとで精査しまして補助事業の採択の補助金額が減額となったということでございます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 補正予算書6ページの繰越明許費、土木費のところでございます。都市計画費の中の中心市街地活性化推進事業、この部分が湯村温泉の橋梁の外観修景工事となっております。これにつきましては、まずどういった外観で橋を直していくかということにつきまして、住民の皆さん、関係者の皆さんの御意見を伺いながら、取りまとめをまずさせていただきたいと思っております。これが取りまとめができましたら、引き続いて5年度になると思っておりますが、本工事を行っていく予定となっております。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 答弁漏れておりました。商品券の事業でございます。商店街が実施するがんばろう商店街お買物キャンペーン事業、これにつきましては、県の補助と町の随伴でございます。また、プレミアム商品券事業につきましては、コロナ対策事業として町単独でございます。先ほどの商店街のほう、これは県補助になりますので要件がございまして、その中で、令和5年2月から10月末までのうちの任意の2か月間で実施をすることとなっております。プレミアムの上限も20%以内というふうな規定がございます。一方で、プレミアム商品券、町単独事業のほうにつきましては、単独ですので、そういった大きな縛りはございません。その中で、町単独事業は30%、商店街事業は20%、また商店街事業は県の規定で実施時期が縛られるというところから、商店街のほうが先行すると。その後で町単独の事業というふうなことで、基本的に

は、商工会の要望、あるいは商店街の要望に基づく事業でございますので、町も関わりながら、商店街と商工会の間で調整しながら進めていくというものでございます。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 地域おこし協力隊の今後の採用、未採用の方の5人分も同様に、来年度も採用されるということでしょうか。それと、結局1年間採用がなかったわけで、その辺、何か採用できるような工夫といいますか、そういったものがあるのか、ちょっとお尋ねします。

それから、繰越しの件ですが、これは本年度にということだったんですけど、また来年度ということで、住民の意見の取りまとめ、これをしてから設計に入って本工事という形になるんですけど、今後、そこまで5年度でいけるんですか、その辺の見通しはどのようなのか。それから、その第1段階である住民の意見というものをいつ頃取りまとめられるのか。

それから、プレミアム商品券事業についてですが、町単のほうで、大型店にいつも集中するというような意見が議会からも出ておりますけど、その対策で、委員会資料見ると共通券と専門券ですか、大型店以外に使う券と、どこでも使える券と両方出すような形になっておるんですが、それぞれの配分とかは商工会とかで決めるものなのか、委託先の、商工会と商工観光課が主体となってするのか、その辺りをお尋ねします。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） すみません、地域おこし協力隊の御質問、先ほどちょっと答弁が漏れておりました。令和4年度の未採用が5名ということでしたが、引き続き令和5年度につきましても募集をいたしております。

また、その5名のうちのワーケーション関係につきましては、2名が既に応募がございまして、4月から任用予定となっております。またそれ以外につきましても、新たに担当拡大をしまして、募集をかけておるところであります。

また、1年間採用をずっと継続をしておりますけれども、なかなか応募が少ないというのが現状であります。やはり転職をされて来られるということはそんなに年間を通して多くありませんが、やはり年間を通じて僅かですけれども問合せがありますので、そのたびに丁寧に対応しながら、応募を希望されている担当部署とマッチングをしっかりとやって、3年間勤めていただくということをお約束をしていただきながら、面接を受けていただくというふうな手順を踏まえて行っております。

募集に関しましては、町のホームページ、また国や県がつけておりますサイトなんかのほうに掲載をさせていただきまして、応募しやすいような工夫をいたしております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） すみません、地域おこし協力隊の件、1点追加をさせ

てください。委員会資料で御説明した段階では、ワーケーションのほうはまだ応募がございませんでしたけれども、募集枠1名でお一人が今来ていただく方向で進んでいるところでございます。

それから、プレミアム商品券の事業でございますが、大きな店と、それから小規模の店ということで、券種を2種に分ける予定でございます。昨年度の大きな店、小さなお店での実績を踏まえまして、それよりもさらに小さなお店で使っていただけるというふうなところを念頭に、補助をさせていただくという町側の立場から、そのように強くお願いをしているというところでございます。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 湯村温泉の橋梁の修景工事でございます。この新年度に入りましてすぐに住民の方にお集まりいただいて、そういった意見を伺う場を設けたいというふうに考えておりました、取りまとめにつきましては、おおむね夏頃ぐらいにはできればというふうに思います。これができ次第本工事のほうを発注をいたしまして、年度内に完成をさせたいと考えております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時17分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第35号から議案第41号までの令和4年度特別会計及び公営企業会計7会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第12 議案第35号 から 日程第18 議案第41号

○議長（宮本 泰男君） 日程第12、議案第35号、令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第13、議案第36号、令和4年度新

温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第5号）について、日程第14、議案第37号、令和4年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第15、議案第38号、令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第3号）について、日程第16、議案第39号、令和4年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第17、議案第40号、令和4年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第18、議案第41号、令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第35号、令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてから議案第41号、令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）までにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が説明申し上げたとおりであります。よろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

質疑に入る前に休憩いたします。11時35分まで休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時34分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

議案第35号、令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

では、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第36号、令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第5号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 37 号、令和 4 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 38 号、令和 4 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 39 号、令和 4 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第40号、令和4年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第41号、令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第42号

○議長（宮本 泰男君） 日程第19、議案第42号、令和5年度新温泉町一般会計予算についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案理由の説明は、去る3月1日の本定例会の冒頭に施政方針で明らかにされておりますので省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和5年度新温泉町一般会計予算

については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長を除く15名の委員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会委員は、議長を除く15名の委員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時43分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

次に、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することになっています。

休憩中に互選をしていただいておりますので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長、1番、中村茂君、副委員長、11番、岩本修作君が選任されました。

予算特別委員会は、会期中に御審査いただきますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、令和5年度特別会計予算及び公営企業会計予算の9会計につきましては、一括上程いたします。

日程第20 議案第43号 から 日程第28 議案第51号

○議長（宮本 泰男君） 日程第20、議案第43号、令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第21、議案第44号、令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第22、議案第45号、令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、日程第23、議案第46号、令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第24、議案第47号、令和5年度新温

泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について、日程第 25、議案第 48 号、令和 5 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について、日程第 26、議案第 49 号、令和 5 年度新温泉町水道事業会計予算について、日程第 27、議案第 50 号、令和 5 年度新温泉町下水道事業会計予算について、日程第 28、議案第 51 号、令和 5 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案理由の説明は、本定例会の冒頭に施政方針で明らかにされておりますので、省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 43 号、令和 5 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算から議案第 51 号、令和 5 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算までの 9 議案については、予算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 43 号、令和 5 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算から議案第 51 号、令和 5 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算までの 9 議案については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。本日の会議は、この辺で延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。次は、3月23日木曜日、午後1時30分から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午前 11 時 49 分延会
